

従業者割における従業者の取扱い
高齢者の方の年齢については、経過措置が適用されますので、次ページを参照ください。

従業者	課税標準	免税点の判定	備考
65歳以上の者(役員を除く)	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。
障害者(役員を除く)	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
役員	役員・使用人兼務 役員(60歳以上の者を含む)	従業者給与総額に含める	利益処分としての役員賞与は従業者給与総額に含めません。65歳以上の者で、使用人として支払われた給与等について、経理上明確に区分されている場合は、従業者給与総額に算入しません。
	非常勤の役員	従業者給与総額に含める	
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
	無給の役員	従業者に含めない	
雇用改善助成対象者	給与等の額の1/2を従業者給与総額から控除する	従業者に含める	これらの者は、いずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の算定に注意してください。
専業専従者	専業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める	従業者に含める	
臨時の従業者	従業者給与総額に含める	従業者に含める	これらの者も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。
短時間勤務のパートタイマー(注1)	従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
出向社員	出向元が給与を払う	出向元の従業者給与総額に含める	出向・転籍に係る従業員の取扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください。
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者給与総額に含める	
	出向元と出向先が一部負担	それぞれの会社の従業者給与総額に含める	
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	
派遣法に基づく派遣社員(注2)	派遣元の従業者給与総額に含める	派遣元の従業者に含める	課税区域外への派遣は含めません。
休職中の従業者	従業者給与総額に含める	給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める。	
中途退職者	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含めない	
保険の外交員で事業所得のもの	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	給与等の支払いを受ける者に該当しません。
保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	従業者に含める	
常時船舶の乗組員	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	事業所等に該当しません。
鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者	主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める	主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める	
専ら非課税施設に勤務する従業者	従業者給与総額に含めない	従業者に含めない	課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。
課税施設と非課税施設の兼務従事者	課税施設に従事していた分にかかる給与は、従業者給与総額に含める	課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事しているものは従業者に含める	

(注1) アルバイト、パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入されますが、免税点の判定の場合には短時間勤務のパートタイマーを従業者の範囲から除外することとしています。

(注2) 派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。

従業者割の非課税措置が変わります

平成17年度税制改正により、事業所税の非課税となる従業者の年齢が現行の60歳以上から段階的に引き上げられます。また、事業所税の非課税となる障害者の範囲に精神障害者が追加されました。

改正内容

- 1 非課税となる高齢者の年齢が、現行の60歳以上から次のとおり段階的に引き上げられます。

平成18年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分・・・62歳以上

平成19年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分・・・63歳以上

平成22年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分・・・64歳以上

平成25年4月1日以後に開始する法人の事業年度又は個人の年分・・・65歳以上

- 2 非課税となる障害者の範囲に精神障害者が追加されました。

(平成18年4月1日以後に終了する法人の事業年度又は個人の年分から適用されます。)

事業所税の非課税となる精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45号第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方をいいます。

ご不明な点は、川口市役所市民税課事業所税担当までお問い合わせください。

川口市役所 理財部 市民税課 諸税係 事業所税担当

048-258-1110 (代表)

内線 2661

直通 048-259-7633